

営繕工事における遠隔地からの労働者確保に要する共通費の設計変更の運用基準

営繕工事において遠隔地からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合に必要となる費用について設計変更で計上する場合の運用基準について、必要事項を定めるものである。

1 適用工事

本運用の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- (1) 土木部が所管する宮城県公共建築工事共通費積算基準を適用した建築工事、電気工事、機械工事であること。
- (2) 本運用基準施行日以降に当初契約を締結する工事若しくは本運用基準施行日時点で契約中の工事であること。

2 設計変更対象項目

設計変更の対象とする項目は、宮城県公共建築工事共通費積算基準に規定する共通仮設費のうち次の(1)及び(2)に掲げる項目及び現場管理費の労務管理費のうち次の(3)及び(4)に掲げる項目とする(以下「実績変更対象共通費」という。)

- (1) 労働者の宿舍に要する費用のうち借上費及び宿泊費
- (2) 労働者の輸送に要する費用
- (3) 現場労働者に係る募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)
- (4) 現場労働者に係る賃金以外の食事、通勤等に要する費用

項 目		内 容	積算方法
共通仮設費	仮設建物費	<ul style="list-style-type: none"> ・建物を建築する代わりに賃ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用 ・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 	積上げによる
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者をマイクロバス等で日々受注者の基地等と当該現場間を送迎輸送(水上輸送を含む)するために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費含む) 	
現場管理費	募集及び解散に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当 	工事原価に対する比率による
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費 ・支給した交通費 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 ・遠隔地での工事等で、労働者個人の立替払いした旅費の支弁に当たる手当 	

3 実績変更対象共通費の算定

(1) 協議において、受注者から提出された「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び証明書類の妥当性が確認できる場合に実績変更できるものとする。

(2) 「予定価格の算出の基礎とした設計額における実績変更対象共通費」のうち、共通仮設費の「宿舍に要する費用」「労働者の輸送に要する費用」は、積上げ計上された額とする。

(3) 「予定価格の算出の基礎とした設計額における実績変更対象共通費」のうち、現場管理費に占める「募集及び解散費に要する費用」「賃金以外の食事・通勤等に要する費用」は、別に定める割合で算出する。

(4) 実績変更する場合、共通仮設費及び現場管理費について、設計額にそれぞれ次式により算出した「実績変更対象共通費」の額を、積上げ計上するものとする。

1) 共通仮設費の算出

$$\text{実績変更対象共通費} = \text{支出実績額} - \text{変更前の設計額における実績変更対象項目に係る共通仮設費（積上げ分）}$$
$$\text{支出実績額} = \text{労働者確保に係る実績報告書（様式1）の額（ただし、証明書類において確認された費用。消費税を含めない。）}$$

2) 現場管理費の算出

$$\text{実績変更対象共通費} = \text{支出実績額} - \text{当該実績変更を考慮しない精算変更設計額における実績変更対象共通費（※イ）}$$
$$\text{支出実績額} = \text{労働者確保に係る実績報告書（様式1）の額（ただし、証明書類において確認された費用。消費税を含めない。）}$$

(※イ) 当該実績変更を考慮しない精算変更設計額における実績変更対象共通費
= 精算変更設計額における現場管理費 × 上記(4)に定める変更前の工事原価に対する実績変更対象共通費の割合
(小数点第1位切り捨て)

4 実績変更対象費について

(1) 対象者

1) 実績変更対象費の対象は、労働者（※1）とする（社員等従業員（※2）は対象外）。

（※1）労働者とは、直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者をいう。

（例 普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、配管工、電工等）

（※2）社員等従業員とは、元請者、あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者をいう。

（例 現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を行う技術員等）

又は、特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者をいう。

（例 夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等）

(2) 宿舎に要する費用（借上げ費）

1) 賃貸契約に係る契約書、借上げに要した領収書について、原本提示のうえ写しを提出すること。

賃貸契約に記載されている礼金、その他賃貸契約に係る費用等を含めるものとする。

(3) 宿舎に要する費用（宿泊費）

1) 1泊当りの宿泊費は、食事代を除いた額とする。

2) 領収書は、原本提示のうえ、宿泊した労働者毎に写しを提出すること。

3) 宿泊費（1泊当り）の上限額は8,761円（税抜き）とする。

(4) 労働者の輸送に要する費用

1) 専用のマイクロバス等を手配して、労働者宿舎以外の受注者の基地等から現場までの労働者を送迎した費用を対象とする。

2) 計上する費用は、運転手賃金、車両損料（賃料）、車両燃料等とする。

3) 車両燃料等に係る領収書について、原本提示のうえ写しを提出すること。

4) 会社が運転手に支給した賃金等が把握できる調書等（受領書等）の写し（※3）を提出すること。

(5) 労働者の「赴任手当て」、「帰省旅費」

1) 会社が労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し（※3）を提出すること。

2) 労働者の所在地が分かる資料（住民票、運転免許証等の写し）を提出すること。

3) 通常考えられる交通機関の使用を基準とし、それらを超える場合は、その超える額を含まないものとする。

(6) 早出、残業時の食事費及び食事補助費

- 1) 労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し（※3）及び食事に要した領収書等について、原本提示のうえ写しを提出すること。
- 2) 下記の所定労働時間を越えて作業する場合において適用となる。
 - ・特記仕様書等において、所定労働時間を越える作業であると明記されている場合
 - ・協議において、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合

(7) 通勤等に要する費用

- 1) 労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し（※3）を添付すること。
- 2) 通勤等に要する費用は、下記の手当のみ対象となる。
 - ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
 - ・遠隔地での工事で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

(※3) 労働者本人の受領印又は本人のサインが確認できる資料又は、賃金及び手当を銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書（個別内訳を含む）又は振込領収書（個別内訳を含む）の写しとする。

5 入札契約手続き中及び契約中の工事の対応

- (1) 本運用基準施行後に公告を行う工事については、次の事項を設計図書に記載し、入札参加者に周知するものとする。
 - 1) 本運用基準の適用工事の有無
 - 2) 予定価格における実績変更対象共通費
 - 3) 事前協議
 - 4) 変更内容の協議
 - 5) 変更対象としない事項の明示
 - 6) 費用算出の方法
 - 7) 虚偽申告の扱い
 - 8) 疑義事項の扱い
- (2) 本運用基準施行時点で公告中の工事については契約後、契約中の工事については本運用基準施行後速やかに、受注者に前項に示す内容について周知を行うこと。

6 設計変更の手順

- (1) 受注者は、実績変更対象共通費の支出実績に基づく設計変更を希望する場合は、事前に次の資料を監督員に提出し、協議するものとする。
- 1) 入札時の積算内容がわかるもの
 - 2) 入札時の積算内容による労働者等が確保できない理由書
 - 3) 労働者確保に係る支払金額の見込額
 - 4) その他必要な確認資料
- (2) 受注者は、実績変更対象共通費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象共通費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (3) 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象共通費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象共通費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県公共建築工事共通費積算基準に基づき算出した精算設計変更額における実績変更対象共通費を差し引いた費用を加算して設計額を算出する。
- なお、全ての証明書類の提出がない場合は、提出された証明書類で設計変更を行うものとする。
- (4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合があるものとする。
- (5) 受注者は、実績変更対象共通費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

附 則

この運用基準は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。

労働者確保に係る実績報告書

年 月 日

発注者

受注者 ㊟
(作成担当者)

年 月 日契約の第 号〇〇〇〇〇〇〇〇工事の労働者確保に係る
実績報告書を提出します。

費 目		費 用	内 容	支払額 (税抜き)
共 通 仮 設 費	仮設建物費	宿舍に要する 費用 (借上費)	労働者宿舍を建築する代わりに貸しビル, マンション, 民家等を長期借上げした場合に要した費用	円
		宿舍に要する 費用 (宿泊費)	労働者が, 旅館, ホテル等に宿泊した場合に要した費用	円
	そ の 他	労働者の輸送 に要する費用	労働者をマイクロバス等で日々労働者宿舍以外の受注者の基地等から当該現場に送迎輸送 (水上輸送を含む) をするために要した費用 (運転手賃金, 車両損料, 燃料費等含む)	円
小 計				円
現 場 管 理 費	労務管理費	募集及び解散 に要する費用	労働者の赴任手当, 労働者の帰省旅費, 労働者の解散手当	円
		賃金以外の食 事・通勤等に 要する費用	労働者の食事補助, 交通費の支給	円
	小 計			
合 計				円